

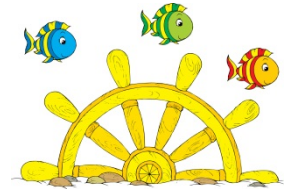
平成 28 年 7 月 15 日

行政書士 ^{すずき} 鱸 弥生の情報発信

NO.37 近所の火事で自宅が延焼した場合

暑中、お見舞い申し上げます。

毎日、蒸し暑いですが、お変わりありませんか？
夏休みで、イベントがある方もいらっしゃると思います。
楽しく参加できるように、体調管理してくださいね。
我が家は特に予定なしですが・・・(^_^;)



今月の始めに、京都の先斗町で火災がありました。被害はそれほど大きくなりませんでしたが、「自分の家が火事になったら？」と思われた方もいらっしゃると思います。今日は、近所の失火が原因で自分の家が延焼した場合、失火者に損害の賠償を請求できるのかをみていきたいと思います。

失火責任法

失火責任法は、明治 32 年に制定された古い法律です。その内容は、失火者に重大な過失がある場合にのみ、責任を負うというものです。例えば、山田さん宅が、お隣の佐藤さん宅の失火が原因で延焼した場合、山田さんは、佐藤さんに重大な過失があった場合は、損害の賠償を請求できますが、通常の過失の場合、請求できないということになります。なぜ、このような規定になったのでしょうか？日本では、木造家屋が密集して建てられており、火災が発生すると延焼が拡大する可能性が高く、失火者自身も財産を失っていることから、そのうえ、賠償の義務を負わせるのは酷だという考えのようです。



だれも賠償してくれない!?

山田さん

佐藤さん

早く消してくれ~



重過失

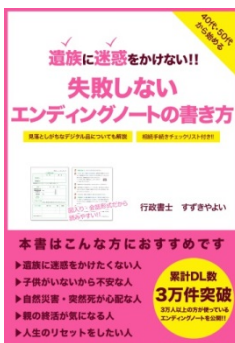
重過失とは、普通の判断能力を備えている人に要求される注意義務を、著しく欠くことをいいます。最高裁は、「ほとんど故意に近い著しい注意欠如の状態を指す」としており、重過失と認められるためには、相当ハードルが高いといえるでしょう。

- ・重過失を認めた例 →主婦が台所のガスコンロにてんぷら油の入った鍋をかけ、中火程度にして台所を離れたため、過熱されたてんぷら油に引火し、火災が発生した例。
- ・重過失を否認した例 →仏壇の蝋燭が倒れて失火した場合に蝋燭の点火者及びその家族に重過失がなかったとされた。
ベットからずり落ちた布団にガスストーブの火が点火して発生した火災。

損害賠償請求できないとき

山田さんは、佐藤さんに重過失が認められない場合、被った損害は、自分でなんとかしなければなりません。山田さんが、火災保険に加入している場合は、その保険金を請求していくことになります。火災保険は、契約時の保険金額の範囲内でしか支払われません。万一の時、いくら保険金が支払われるのか、加入の有無、補償内容の確認をされておくとよいでしょう。今月から、一部、保険商品のご紹介もできるようになりました。保険の見直しや将来に備えて・・・とお考えの方は、ご連絡してくださいね。

Pick Up 1



電子書籍、お陰様で、読んでくださった方から、高い評価をいただいています。紙で読めるようにしてほしいというお声も頂戴しています。現在、検討中ですので、しばらくお待ちください。

QRコードのサイトから、Kindleのアプリをダウンロードしてから、本のタイトルを入力してください。
説明不足で、申し訳ありませんでした<m(_)_m>



夏季休暇 8月11日(木)～16日(火)まで、お休みさせていただきます。

遺言、相続、離婚、内容証明、契約書
不動産(業務提携)、保険(業務提携)
遺品整理(業務提携)、その他何でも
お気軽にご相談ください。

鱸 (すずき) 行政書士事務所
行政書士 鱸 弥生

〒659-0068 芦屋市業平町1-17-203 (JR芦屋徒歩1分)

TEL 0797-55-6203 FAX 0797-55-6204

URL <http://suzuki-gyousei-office.com>

E-mail info@suzuki-gyousei-office.com